

デジタル活用共生社会実現会議 ICTアクセシビリティ確保部会

電話リレーサービスに係るワーキンググループ（第1回）

1 日時 平成31年1月24日（木） 15:00～17:00

2 場所 1214特別会議室（中央合同庁舎4号館12階）

3 出席者（敬称略）

○構成員

酒井善則（主査）（東京工業大学名誉教授・津田塾大学客員教授）、加納貞彦（主査代理）（早稲田大学名誉教授）、有木節二（（一社）電気通信事業者協会専務理事）、石井靖乃（（公財）日本財団公益事業部部長）、石原茂樹（（社福）聴力障害者情報文化センター公益支援部門部長）、井上正之（筑波技術大学産業技術学部産業情報学科准教授）、今井正道（（一社）情報通信ネットワーク産業協会常務理事）、小椋武夫（（一財）全日本ろうあ連盟理事）、川森雅仁（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授）、西角直樹（株式会社三菱総合研究所主席研究員）、小出新一（近藤幸一構成員代理）（（社福）全国手話研修センター）千田桂太郎（藤沢烈構成員代理）（（一社）RCF）

○オブザーバー

大木洵人（（株）シュアール）、岸田隆司（KDDI（株））、黒田勝己（日本電信電話（株））、小竹安治（（特非）全国聴覚障害者情報提供施設協議会）齊藤剛（ソフトバンク（株））、三浦宏之（（株）プラスヴォイス）

○総務省

谷脇康彦（総合通信基盤局長）、秋本芳徳（総合通信基盤局電気通信事業部長）、竹村晃一（総合通信基盤局総務課長）、山崎良志（総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長）、大村真一（総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課長）、大内康次（総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課調査官）、佐伯宜昭（総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課市場評価企画官）

○厚生労働省

内山博之（障害保険福祉部企画課長）、田仲教泰（障害保険福祉部企画課自立支援復興室長）

4 議事

（1）開催要綱について

（2）事務局説明

【事務局】 事務局の総務省事業政策課課長補佐の長谷川と申します。定刻となりましたので、これより第1回電話リレーサービスに係るワーキンググループを開催いたします。本日は、お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、冒頭から総務省及び厚生労働省の挨拶までの間、カメラでの撮影が行われますので、ご了承ください。

最初に、共催いたします総務省総合通信基盤局長の谷脇、及び、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課の内山課長から一言ご挨拶を申し上げた後、総務省及び厚生労働省の出席者についてご紹介させていただきます。

初めに、総務省総合通信基盤局長の谷脇より、ご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【谷脇総合通信基盤局長】 総務省の総合通信基盤局長の谷脇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。申し上げます。

今回のワーキンググループでございますけれども、電話リレーサービスについて取り上げるということでございますけれども、手話の映像や文字といったデータと、それから、電話による音声等、オペレーターの方が通訳することで、耳の聞こえない方と聞こえる方をつないでコミュニケーションをすることを可能とするサービス、極めて重要なサービスだというふうに考えております。

現在、電話リレーサービスは日本財団がモデルプロジェクトとして実施をされておりました、多くの方が利用されているというふうに承知しておりますけれども、なお、利用可能時間の24時間化などのご要望もあるというふうに承知をしております。

また、電話リレーサービスの整備につきましては、提供条件ですとか、費用負担のあり方ですとか、オペレーターとなり得る通訳者の方の要件など、さまざまな検討すべき課題というものもあるんだというふうに理解をしております。

ご案内のとおり、私ども総務省総合通信基盤局は通信を担当しておりますので、通信行政という観点から、こうした課題に取り組むとともに、手話や文字の通訳など、正直、総務省にとってはこれまであまり経験のない課題もございますので、このたび、本ワーキンググループを厚生労働省さんと共催をいたしまして、耳の聞こえない当事者の方、また、有識者の方、関係団体、電気通信事業者、そして、電話リレーサービス事業者の皆様など、さまざまな専門家の方にご参画をいただきまして、議論を深めていきたいというふうに考えております。

検討に当たりましては、電話リレーサービスが安定的で継続的に提供されることなどを十分に配慮しつつ、耳の聞こえない方の電話の利用環境が耳の聞こえる方の利用環境に少しでも近づくことを目指し、可能なものから実現できるよう、議論を進めていただければと思っておりますので、ぜひ、ご参加の皆様方におかれましては、活発なご議論をよろしくお願いいたします。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

【事務局】 続きまして、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長の内山課長からご挨拶をお願いいたします。

【内山企画課長】 皆様、こんにちは。厚生労働省で障害保健福祉部企画課長をしております内山で

ございます。本日は、お忙しいところ、委員の皆様にお集まりいただき、ありがとうございます。

本来であれば、本日、私ども、障害保健福祉部長が出席するところでございますけれども、国内出張中でございまして出席かなわず、申しわけございません。

手話通訳、あるいは、文字通訳を通じた支援というのは、聴覚の障害のある方々の社会参加の機会の確保、それから、共生社会の実現に向けて、大変重要なことだというふうに思っております。先ほどの谷脇局長のご挨拶にもありましたとおり、電話リレーサービス、今、日本財団がモデルプロジェクトとして実施をされております。

厚生労働省といたしましても、平成29年度から、聴覚障害者情報提供施設における電話リレーサービスにつきまして補助事業を予算化をさせていただいておりますし、30年度予算では、これまで設けられていた利用登録者数の上限の撤廃に向けた実施体制の強化を図ったところでございます。

一方で、公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けては、これも先ほど谷脇局長からご紹介がありましたように、さまざまな課題があるというふうに承知をしております。

本ワーキンググループにおきまして、電話リレーサービスのあり方について検討を進め、聴覚に障害のある方々の社会参加がより一層進むよう、引き続き総務省様と連携をして取り組んでいきたいと思っておりますので、活発なご議論、ご提案をよろしくお願いできればと思います。

よろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局の総務省、長谷川です。ありがとうございます。

続きまして、総務省及び厚生労働省の出席者についてご紹介させていただきます。

(長谷川事業政策課課長補佐より総務省及び厚生労働省の出席者の紹介)

【事務局】 総務省及び厚生労働省の出席者については以上となります。

カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご退室をお願いいたします。

それでは、事務局から、資料の確認、会議の進め方、本日の会議の流れについてご説明させていただいた後、議事に入らせていただきます。

最初に、資料の確認をいたします。資料は合計4点あります。資料番号のないものが2点、座席表、議事次第、資料番号のあるものが2点、資料1-1「電話リレーサービスに係るワーキンググループ 開催要綱(案)」、資料1-2「電話リレーサービスに係るワーキンググループ事務局説明資料」の合計4点です。不足等ございましたら、随時手を挙げてください。事務局からお渡しいたします。

次に、会議の進め方についてご説明します。資料の一番上に置いてある「会議の運営について」をごらんください。会議の進行に当たっては、事務局、また、構成員の皆様におかれましては、次のおりご協力をお願いします。

1つ目、ご発言の際は、ご所属とお名前を言ってください。2つ目、資料に沿ってご説明をいただく際には、資料番号やページを言うなど、どの資料のどの話をしているのかわかるようにしてください。

3つ目、皆様のご意見が伺えるように配慮したいと存じます。例えばゆっくり、そして、はっきりとご発言ください。また、不便なことがございましたら、ご発言ください。

続きまして、本日の会議の流れについてご説明します。私の説明が終わりましたら、議事に沿って議題に入ります。まず、事務局から資料1-1「電話リレーサービスに係るワーキンググループ 開催要綱(案)」についてご確認をいただきます。その後、主査に司会進行をお願いすることになります。続いて、20分程度、事務局から資料1-2「電話リレーサービスに係るワーキンググループ事務局説明資料」についてご説明させていただきます。事務局からの説明が終わりましたら、構成員の皆様にご自己紹介とコメントをいただければと考えております。最後に、事務局から事務連携をさせていただき、閉会とさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

資料1-1「電話リレーサービスに係るワーキンググループ 開催要綱(案)」をごらんください。こちらについては、事務局から事前にお送りさせていただいているものですので、説明は省略させていただきます。開催要綱案についてご意見がないようでしたら、この要綱に従いまして、議事等の公開を進めてまいりたいと思います。

また、本ワーキンググループの主査につきましては、構成員の皆様にご事前にお知らせしておりましたとおり、東京工業大学の酒井名誉教授をお願いしております。皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 それでは、この後、主査の酒井先生に司会進行をお願いします。酒井先生、よろしくお願いたします。

【酒井主査】 東京工業大学の酒井でございます。

皆様、本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。構成員の皆様のお知恵をいただきながら、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、最初に、主査代理として加納構成員をお願いしたいと思います。私がワーキンググループに出席できない場合、加納主査代理が司会進行等をお願いいたします。加納先生、よろしくお願いたします。

【加納主査代理】 承知しました。ありがとうございます。

【酒井主査】 それでは、議事次第に従いまして、最初に、事務局から資料1-2の「電話リレーサービスに係るワーキンググループ事務局説明資料」、これにつきまして、説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

【佐伯市場評価企画官】 事務局の総務省事業政策課の佐伯です。お手元の資料1-2「電話リレーサービスに係るワーキンググループ事務局説明資料」についてご説明申し上げます。

まず、1枚おめくりいただきまして、目次でございます。大きく3つの構成に分かれておりまして、

1つ目は電話リレーサービスの現状、2つ目が障害者向けの通信サービス、3つ目が今回のワーキンググループで検討いただきます電話リレーサービスに係る検討の素案ということでございます。

おめくりいただきまして、3ページをごらんください。まず、電話リレーサービス、略称TRSと書いておりますが、こちらの概要でございます。ご承知のことと存じますが、電話リレーサービスとは、聴覚障害者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」等を通訳することにより、電話で即時双方向につながサービスということでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをごらんください。現状、日本財団が電話リレーサービスのモデルプロジェクトを平成25年9月から実施されていると承知しております。こちらに書いてありますとおり、運営費用は年間およそ2.8億円程度、また、厚生労働省の補助金で約9,000万円が平成30年度予算として計上されております。

概要といたしましては、登録した聴覚障害者の方、現時点では約8,800人と聞いておりますが、こちらが月間約2万7,000コールの利用があるということでございます。ちなみに、日本の聴覚障害者の総数は34万人と伺っております。そして、このサービスの内容ですが、電話リレーサービスの事業者、民間会社3社、情報提供施設7団体、本日オブザーバーにも加わっていただいておりますが、こちらによるTRSの無料提供という形になっているところでございます。

こちらの電話リレーサービスの提供条件でございますが、5ページに、利用者のガイドライン、通訳オペレーターのガイドライン、事業者ガイドライン等をご参考までに示しております。

こちらは現在、日本財団さんが提供していらっしゃるサービスの提供条件ということでございますが、例えば利用者ガイドラインをごらんいただきますと、サービスの利用という意味では、3つ目のポツになりますが、通訳料は無料という形、ただし、利用者と通訳オペレーター間の通信料や端末機器は利用者負担となる旨が記載されております。

また、2つ目の四角でございますが、利用を希望される聴覚障害者の方は利用者登録が必要というような形になっておりまして、それには、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚に障害のある方に限ることが書いてあります。また、3つ目の四角でございますが、利用の制約ということで、登録された利用者本人のみが利用できることや、緊急通報への発信ができないこと等が記載されております。

また、右側の通訳オペレーターのガイドラインでございますが、こちらのオペレーターの役割や守秘義務等についても書かれております。こちらは現状行われているサービスということで、都度ご参照いただければ幸いです。

また、次のページ、6ページになりますが、現在、電話リレーサービスの実施事業者として、日本財団のモデルプロジェクトとして行っておられます事業者の方々をこちらに記載されているところでございます。こちらをご参考にいただければと存じます。

続きまして、7ページでございます。こちらは、オペレーターとなり得る通訳者でございます。冒頭

の電話リレーサービスの概要というところで、通訳オペレーターが間に介在するというご説明をさせていただきます。

こちらでございますが、手話につきましては、現状、手話通訳士という国家資格がございまして、左側にありますように、「手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者」ということが書かれております。また、それとは別に、手話通訳者という資格がございまして、手話通訳者養成研修を修了し、登録試験に合格した者というようなことが書いております。また、文字につきましては、要約筆記者というものもございまして、こちらも養成研修を修了し、登録試験に合格した者とされております。

以上は、オペレーターとなり得る通訳者の資格の概要と、7ページ一番下の欄に人数が書いております。現状いらっしゃる通訳士、通訳者、筆記者の方々の規模感をご参考にしていただければと存じます。

続きまして、8ページに移らせていただきます。こちらは、現在、厚生労働省の予算施策として、聴覚障害者情報提供施設における電話リレーサービスが行われていることの概要でございます。事業内容といたしましては、聴覚障害者情報提供施設において、聴覚障害者が一人で電話をかけられるよう、電話リレーサービスを提供するオペレーターを各施設に配置し、全国的な提供体制を構築するものでございます。予算といたしましては、平成30年度で約9,000万円、平成31年度の予算案としても同額を予定されているとのことでございます。

続きまして、9ページでございます。各国における電話リレーサービスの実施状況でございます。2018年3月現在、電話リレーサービスを実施している国は、以下に示す25カ国と聞いております。

以上が、電話リレーサービスに関する現状でございます。

続きまして、現在存在しております障害者向けの通信サービスのご紹介をさせていただきます。

11ページをごらんください。こちらは、電気通信事業者が提供する福祉サービスで、聴覚障害をお持ちの方を対象とするものを幾つか紹介させていただいております。例えば、NTT東日本・西日本は、福祉機器の割引提供ということで、骨伝導方式等によって、伝音性難聴の方でも通話可能なシルバーホンなどの福祉機器を半額程度で提供されていたり、あるいは、電話番号案内をファクスで受付回答したりするサービスをご提供されています。

また、下側につきましては、携帯電話事業者がさまざまな割引サービスを導入されていたり、NTTドコモにつきましては、真ん中の「みえる電話」というサービスを提供されておりまして、通話相手の言葉をリアルタイムに文字に変換して、スマートフォンの画面に表示するサービスを提供されています。

その「みえる電話」の説明が、次の12ページになります。こちらは、聴覚障害者の方々向けに、スマートフォンやタブレットにインストールするアプリでございまして、遠隔地にいる健聴者が電話で発話した音声を、聴覚障害者の方々等に文字と音声の両方で伝達するというサービスでございます。NTTドコモが平成28年10月にトライアルサービスとして無償で提供を開始されております。

続きまして、次の13ページでございます。別のサービスといたしまして、「こえとら」というサービスがございまして、こちらは、総務省の所管する研究開発法人でございます情報通信研究機構、NTCTの音声認識技術・音声合成技術を活用したスマートフォン・タブレット用の無償アプリでございます。こちらは、NICTから技術移転を受けた会社が平成27年2月よりサービス提供を開始しており、累計のダウンロード数が約7.5万となっているところでございます。

以上が、聴覚障害者向けの通信サービスとして、現状提供されているもののご紹介でございました。

それでは、3番目の電話リレーサービスに係る検討、このワーキンググループの本題に移らせていただきます。

15ページをおめくりください。まず、このワーキンググループの構造でございますが、15ページの一番上にありますように、デジタル活用共生社会実現会議というものが、総務省と厚生労働省の共催により、11月から開催されております。その下に、ICTアクセシビリティ確保部会というものが設けられまして、こちらも両省の共催で、12月から始まっております。本ワーキンググループにつきましては、こちらのICTアクセシビリティ確保部会の下に設けられる形で、本日より議論をスタートさせていただく予定でございます。

なお、事務局につきましては、総務省の中では、このワーキンググループにつきましては総合通信基盤局が担当させていただいており、厚生労働省様と共催になっている形でございます。

1枚おめくりいただきまして、16ページにおけるこのワーキンググループにおける検討事項の案でございます。電話リレーサービスについて、大きく分けまして、①の提供の条件・費用負担等、それから、②、青いところでございますが、オペレーターとなり得る通訳者の要件等、それから、3つ目、その他の課題ということを上げております。

1つ目の提供の条件・費用負担等でございますが、対象とする通訳方式、手話通訳・文字通訳が主にございますが、こちらをどうするのか。それから、2つ目でございますが、利用者の範囲、健聴者から聴覚障害者への通話、それから、高齢者等をどう扱うのか。それから、利用用途といたしまして、法人利用をどうするのか、あるいは、一定期間内での利用の上限等をどうするのかというところを考えております。それから、4つ目でございますが、緊急通報の要件についてどうするのか。それから、利用料金の話、実施体制の話、需要と費用の予測、費用の負担のあり方。こうしたことを、総合通信基盤局を中心に考えていきたいと考えておりまして、こちらはもう少し詳細を18ページで説明させていただきます。

それから、2つ目のオペレーターとなり得る通訳者の要件のところでございますが、こちらの要件や通訳者の養成と確保といたしましては、この資格制度を所管していらっしゃる厚生労働省が中心となって検討していただくのがよろしいのではないかと考えているところでございます。

さらに、3つ目のその他の課題というところでございますが、周知広報ですとか、認知度の向上でござ

ございますとか、あるいは、この電話リレーサービス実現に必要なとなる制度整備といたしましては、両省にまたがる課題だというふうに考えているところでございます。

こうして、この内容を少し詳細に説明させていただくのが17ページでございます。まず、電話リレーサービスに係る検討に当たっての基本的な考え方として案を提示させていただきます。

今般、公共インフラとしての電話リレーサービスの実施体制の検討に当たってでございますが、このサービスの安定的・継続的な提供の確保に配慮すること、それから、2つ目は、その安定的・継続的に提供するためにも、コストについてはコスト最小化を考え、配慮すること、それから、実現の可能性について配慮すること、また、実現するに当たっては、可能なものから段階的に導入することということを経験的な考え方とするのはいかがかということをご提案させていただきます。

それから、2つ目の四角になりますが、同じく、公共インフラとしての電話リレーサービスについては、まず、第1段階として、テレビ電話機能に着目して、健聴者の電話利用環境と同等の利用環境を整備することを目指すということをご提案させていただいております。下に図示しているのがそのイメージでございます。

その次の18ページをおめくりください。先ほど、16ページで申し上げた検討事項を少し詳細に記載させていただいているのが18ページ、19ページでございます。表の左側は現状ということで、今までご説明申し上げたようなことのファクトを書いております。

右側が検討事項の案ということでございますが、多少繰り返すにはなりますが、1つ目が、対象とする通訳方式について、「手話通訳」というものと「文字通訳」というものをどのように考えるべきかという点が1点目でございます。

2つ目の丸でございますが、サービスの利用者の範囲をどのように考えるべきかということで、例えば健聴者から聴覚障害者への通話というその通話の方向性の話というのをどうするかということ、それから、高齢者と聴覚障害者以外の耳の不自由な方について利用をどう考えるべきかという点があるかと存じます。

3つ目の黒丸でございますが、電話リレーサービスの利用用途や内容に一定の制限を設けるべきかどうかということが論点の一つとして挙げられるかと思っております。例えば、仕事での利用については制限をどうするのか、あるいは、一定期間内で利用時間等の上限を設けることについてどう考えるかというような点があるかと存じます。

それから、4点目は、緊急通報の要件として、どのようなものが必要となるかというところでございます。

5つ目でございますが、提供条件について、24時間、365日の提供を前提とするのであれば、その場合の利用料金というのをどのように考えるべきかというようなところでございます。

それから、下から3つ目の実施体制でございますが、制度を実現するにはどのような体制が適切かと

ということで、現在サービスを提供されております通訳者センターですとか実施事業者の方々、現存の、既存の事業者の方々の意見も伺いながら、検討を進めていければと考えております。

それから、下から2つ目でございますが、サービスが安定的に、かつ、継続的に提供されるには、その需要ですとか費用の予測というのが重要になるかと思えます。

さらに、そうした場合に、費用の負担のあり方について、どのように考えるべきかという論点があるかと思えます。

1枚おめくりいただきまして、最後のページでございます。19ページでございますが、別の論点といたしまして、オペレーターとなり得る通訳者の要件ということで、そもそもの要件をどのように考えるべきかという点と、こうした通訳者の養成と確保のあり方をどのように考えるべきかという点があるかと存じます。

最後になりますが、その他のところでございますが、こちらの現状の電話リレーサービスに関する認知度ですとか、そのような具体的なデータも不明であるというところもございますので、そうしたサービスの周知広報ですとか認知度の向上をどのように進めていくべきかという点が一つの検討事項として上げられるかと思えます。

さらに、現行では、提供事業者の方々には法令上特段の規律もかかっておりませんが、このようなサービスと制度、法令との関係をどのように考えるべきかという論点もあるかと存じます。

以上のような論点を整理していくことによって、少しでもこのワーキンググループでの論点が整理されて方向性が出ていけばと考えておりますので、構成員の皆様方については、ご議論のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

【酒井主査】 主査の酒井ですが、どうもありがとうございました。

それでは、構成員及びオブザーバーの皆様一言ずつコメントをいただければと思います。コメントをいただくに当たりましては、自己紹介もあわせて行っていただければと思います。私のほうから声をおかけいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に、主査代理の加納先生、よろしくお願ひいたします。

【加納主査代理】 このたび、主査代理を主査の酒井先生から任命されました早稲田大学の加納貞彦です。

私が最初に障害者のための通信の検討をしたのは、今からほぼ10年前の2010年の総務省消防庁主宰の「聴覚・言語機能障がいに対応した緊急通報技術に関する検討会」の座長をしたときからでございます。そこで、スマートフォンを使うのがよいという結論を出して、2012年からその具体的な技術的実現方法を、TTC、これは一般社団法人情報通信技術委員会で、アクセシビリティワーキンググループ座長として検討しました。

その検討結果をもとに、2015年から、消防庁主宰の「119番通報の多様化に関する検討会」の座長をやらせていただいて、実証実験を経て、2017年に仕様書を作成しました。その結果は、現在、Net119という形で全国各地の消防本部に導入され始めておりまして、聴覚障害者の方々の安全安心の向上に寄与しています。その過程で、多くの聴覚障害者の方と交流しました。皆さんの電話リレーサービスを公共インフラとして実現してほしいという要望が非常に大きいことを痛感してまいりました。

このたび、ようやくこうして総務省さんと厚生労働省さんが連携して、このような形で取り組んでいただけることになって、聴覚障害者の皆様とともに、大変喜んでおります。

今後の進め方ですが、まず、できるだけ早く公共サービスとして実現するのが必要ではないかと思えます。その理由は、聴覚障害者の皆さんは既にここまで待たされたことですし、何よりも、既に世界の20カ国、先ほどのデータですと、25カ国でしたけど、25カ国では、もう公共インフラとして提供されているサービスでもあるからです。そういう意味では、日本はちょっと後進国になっていますね。

その実現には、今の資料の説明にありましたように、いろいろ問題がありますので、最初からこれらの問題を全て解決して、完全な形でサービス開始を目標とするのではなく、資料にもありましたが、第1ステップ、第2ステップなどとステップに分けて、完全なものでもなくてもいいからともかく始めて、順次最終形態につなげていく形にするのがよいというか、そうせざるを得ないのではないかと考えております。

そのためには、本年中の早い段階、例えば先ほどの資料の何ページでしたっけ、線表があったのは。何ページかに線表がありまして……。

【佐伯市場評価企画官】 15ページかと存じます。15ページでございます。

【加納主査代理】 15ページですか。失礼しました。15ページに線表がありますが、我々のワーキンググループがいつまで終わるか書いてありません。私はぜひ今年の7月ぐらいまでに結論を出して、2020年、来年には必要な法整備をやって、2021年から第1ステップのサービスを開始するのがよいのではないかと思います。

なお、既に日本財団さんが、先ほどからご説明がありましたように、提供しているサービスを第0ステップとして位置づけて、できるだけ早く、2020年中に実現するという案も、可及的速やかに実現するというので、あり得るのではないかと考えております。ぜひ検討をいただきたいと思えます。

実現に当たっての一番大きな問題点は費用負担の方法です。この検討会でぜひこの費用負担の方法についても方向性を出していただきたいと思えます。これからの議論にもよりますが、現時点での私個人の意見としては、全国の電話利用加入者全体から薄く広く集めるのが、国民の理解、及び、大方の関係者の理解を得られる方法ではないかと考えております。

その理由は、聴覚障害者を含めた電話利用加入者全体がお互いに助け合う、相互扶助を行う、つまり、全国の電話利用者全体がいれば、言ってみれば、共済組合をつくって互いに助け合う精神を基本として

いますので、人々に受け入れられやすいのではないかとということと、景気などに左右されずに、長期的に財源を安定的に確保できるからです。

いろいろそのほかにも言いたいことがあります、時間が大分超えていますので、ここまでにさせていただきます。ありがとうございました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

では、続きまして、井上構成員、よろしく願いいたします。

【井上構成員】 皆さん、こんにちは筑波技術大学の井上と申します。耳が聞こえません。手話で表現いたします。よろしく願いいたします。

私は、電話リレーサービスを知ったきっかけというのは、私の兄、4つ上の兄がおりまして、兄もやはり耳が聞こえないんですね。兄弟で耳が聞こえません。その兄もいろいろと一生懸命頑張って、25年前に機会があってアメリカに行ったんですが、渡米をして、そして、日本にいるときに、兄は私よりももっと聞こえが重かったんですね。電話をするときに、どうしてもやはり、例えば親に頼むとか、友達に電話を頼むとかは仕方ない、そうするしかない状況だったんです。

でも、アメリカに行きまして、そこで電話リレーサービスと出会ったわけです。そのときに、初めて、全て自分で電話ができるんだというふうに、自分一人だけの力でできる、電話ができるということで、ほんとうにうれしくて涙が出たという話をメールで知らせてくれました。

非常に驚きました。電話リレーサービスにすごく興味を持ち始めたわけです。そして、いろいろ調べて、今まで来たわけですが、やはり電話リレーサービスというのは、聞こえない人にとって、自立するためにはほんとうに必要なサービスであると思っております。

実際、私も今、家族がおりますが、妻も聞こえません。子供がいるんですけども、子供たちが小さいときは、夜、突然病気になったりしたとき、どうしても電話が必要なときがあるんですね。そういうとき、夜に電話リレーサービスももちろんないですし、非常に困ってしまったという経験がございます。

聞こえない人は、そのような経験を、多かれ少なかれですが、皆さん、経験があると思います。やはり命にかかわる問題でもございます。先ほどの加納先生のお話にもあったように、早く始める必要があるのかなというふうに感じております。いろんな課題があるとは思いますが、私の研究が少しでも役に立てばうれしいなと思っております。

これから、よろしく願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、小椋構成員、よろしく願いいたします。

【小椋構成員】 全日本ろうあ連盟の小椋と申します。本日は、貴重な機会を頂戴しまして、ありがとうございます。ろう者の立場からお話をしたいと思います。

最近、電話リレーサービスを使いたいというろう者が増えています。全国各地で電話リレーサービス

を使いたい人のために学習会を開催しています。今のところは25会場で開かれ、1,625人が参加しております。関心の高さを示す結果となりました。その中、参加者の80%はろう者です。20%は聞こえる人の参加となっております。なぜ聞こえる人も参加するのかというのは、やはり聞こえる人としても、ろう者に対して電話をしたいということで勉強したいということです。

日常生活を支えるインフラとして、電話へのアクセスをろう者に対して保障する必要があります。最近になって、IT技術が急速に進んでおります。音声認識、手話認識という技術を電話リレーサービスに入れようという話も聞いております。しかし、このような自動認識という技術は、現状でも難しいです。

手話という言語を速やかに翻訳でき、一人一人のろう者に合った対応ができるのは手話通訳制度で養成、派遣している手話通訳者に他なりませんので、人による対応が絶対必要です。

電話リレーサービスは、公共インフラである電話への平等なアクセスを使うものであり、意思疎通支援のような福祉ではなくどこでも電話できる通信サービスという考え方が必要と思います。

これから検討されると思いますが、ユニバーサルサービス料金を使って対応していくか新たな制度づくりまで討議していただければうれしく思います。

これからたくさんのお意見を出していきますので、よろしくお願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、有木構成員、よろしくお願いいたします。

【有木構成員】 電気通信事業者協会の有木でございます。よろしくお願いいたします。

先程、総務省のほうからもいろいろなお説明の資料にありましたように、当協会の会員事業者におきましては、聴覚障害者の方々への各社のサービスや、無料アプリ「こえとら」の提供といった取り組みはしております。今回の電話リレーサービスについては、いろんな諸課題や検討事項などに関し詳しくありませんので、この場で、日本財団さんのプロジェクトの取り組みにおける知見などをお聞きしながら、議論に参加させていただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、小出様、よろしくお願いいたします。小出様は、近藤構成員の代理で出席いただいております。

【近藤構成員代理（小出）】 全国手話研修センターの小出でございます。本日は、近藤構成員の代理で出席をさせていただきました。

私ども全国手話研修センターと申しますと、何をやっているんだということでございますけれども、主に手話通訳者の現任の通訳者のスキルアップですとか、それから、通訳者養成のためのテキスト、カリキュラムの開発ですとか、講師の養成、それから、手話のコミュニケーションの認定試験でございま

す手話の検定試験ですとか、それから、先ほど来資料に出ております都道府県、政令市等の首長様が実施をされます養成を終えられた通訳者の皆さんの試験を、自治体でばらばらではだめだということもございますので、統一的な問題を提供し、そして、試験基準も統一的に行うという、全国统一試験を実施をいたしております。

そういう意味で、この会議には、むしろサービスを提供するオペレーターとなる通訳者の資質の問題、それから、事業者のあり方の問題について意見を述べていきたいなというふうに思っております。

先ほど来ございますように、つい先日も、ある聴覚障害の方が、銀行のATMで3時過ぎに入ったら、機械が故障したと。しかし、電話しかないじゃないかと。中に通じないというようなことを、なかなか、だから、同じ銀行のATMでもシャッターがおりていますので、行員さんはいらっしゃるのに、中に通じないと。1時間もかかったんだという話をされておりました。

案外身近なところに不便、聞こえない人たちの不便というのはたくさんまだ残っているという現状の中で、こういう電話リレーであるとか遠隔地サービスがどう根づいていくのかということが一つ大事ななというふうに思っております。

同時に、それをきちんと提供できる通訳者の資質の問題はどういうレベルが必要なのかということと、もう一つ、やはり参入をされる事業者の方々の一定の基準をやはり設けないと、誰でもいいよという話にはならないのではないか。そういう点では、通訳の派遣をしたり、事業を担当する事業所の一定のルールづくり、こういうものも必要ではないかなというふうに考えております。

皆様方のご意見を聞きながら、私どもも積極的に意見を出していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、千田様、よろしく願いいたします。千田様は藤沢構成員の代理でご出席いただいております。

【藤沢構成員代理（千田）】 一般社団法人RCFの千田と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

弊社は、復興支援及び非営利セクターの支援をさせていただいている団体でございまして、こちらのテーマに関しては必ずしも専門性を持っているわけではございませんけれども、地域の目線であったりですとか非営利の目線でコメントを引き続き、今後、させていただければなというふうに思っております。

これからちょっとまたこのテーマに関してはぜひ勉強を深めていければと思っておりますが、現段階で申し上げますと、やはり緊急性の高いものからぜひスタートできるような形にできたらなというふうに思っております。

緊急通報に関しては、今の段階ですと、その電話をかけた方と受けた事業者の方が、遠隔だった場合、

その方の地域につなぐことが難しいという状況があるというふうに認識しておりまして、そういった課題をまずクリアしながら、その先に緊急性が、緊急通報以外の部分に徐々に広げていくのがよいのではないかなというふうに考えているところでございます。

日本財団様がモデル事例をこれまで蓄積されていらっしゃると思いますので、そういった事例を分析しながら、需給が広がったときにどんな形になっていくのかということ予測しつつ、通訳者の方の養成ですとか、いろいろな課題が出てくるかと思っておりますので、そういった課題を検証して進めていくのがいいのではないかなというふうに考えております。

引き続き、この場でいろいろと勉強させていただけたらと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、石井靖乃構成員、よろしくお願いたします。

【石井（靖）構成員】 皆さん、こんにちは。日本財団の石井です。

日本財団は、皆さん御存じのように、ボートレースの収益でさまざまな公益活動を支援したり、あるいは、場合によってはみずから実施するような形で、少しでも社会がよい方向に変わっていくようにということで活動いたしております。

現在、障害者支援は財団活動の一つの大きな柱になっておりまして、中でも、聴覚障害に関しましては、20年以上にわたって重点を置いて取り組んでまいりました。その中で、海外の支援を行ったりする際に、やはりアメリカやヨーロッパに出かけていくことも多かったんですけども、それらの国では普通に耳の聞こえない方もリレーサービスを使って電話をしているということを見てまいりました。

2011年に東日本大震災が起きまして、その後さまざな支援を行ったわけなんですけど、聴覚障害の方はその支援にアクセスするにも、やはり情報保障がなければできないと。自治体によっては、手話通訳の方が被災して亡くなってしまったところなどもありましたので、私どもとしましては、遠隔の通信技術を利用して、離れたところから手話通訳を行ったり、あるいは、電話リレーサービスを提供したりということをやってまいりまして、2年間、2011年の9月から2年間やった結果、電話リレーに関するニーズが圧倒的にその遠隔の手話通訳よりも高かったということがございました。

諸外国の例も見まして、これはもう間違いなく日本にもこういうニーズがあるだろうということで、2013年の9月より、全国向けにモデルプロジェクトを開始いたしまして、今に至っております。

電話というのは、やはり全ての国民が平等に使えるべき公共のインフラだというふうに考えておりまして、アメリカやカナダ、スウェーデン、タイ、韓国といった事例も実際に見てまいりまして、そこで確信したのが、日本の経済力と技術力を考えれば、もう全然できない話ではなく、極論すれば、簡単にすぐにでもできるレベルのものだというふうに、諸外国を見て実感をいたしました。

今、その2020年のオリパラの年を迎えるに当たりまして、ダイバーシティとかインクルージョン

とかいうことがしきりに言われております。長期的な視点に立って、その理想形を描くということも大切だとは思いますが、2020年に向けて、できることからやっていくということが必要なのではないかと考えております。

同時に、電話リレーサービスは、耳の聞こえない方や自分で発話のできない方の電話利用を可能にすることによって、やはり命の問題を解決する有力な手段でもありますので、早急に制度化されて、継続的、安定的に利用されることを願っているところです。私どもが今までやってきたことが少しでもお役に立てるのであれば、うれしい限りです。

どうぞよろしくお願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、石原構成員、よろしくお願いいたします。

【石原構成員】 はじめまして、聴力障害者情報文化センターの石原と申します。

私どものセンターは、手話通訳士試験を実施しておりまして、平成元年から始めて、昨年10月で30回目を終えたところです。手話通訳士の人数について、この資料の7ページのところに、3,606名、3,606人というふうに記載しておりまして、30年かけて3,606人しか認定されていないというところに私たちの抱えている大きな悩みがございます。

これは合格率が15%前後で推移をしているということは、いろいろな理由が、環境が、問題があると思っているんですが、この3,606名の者たちが、今、全国で頑張って手話通訳を行っているということがあります。

資料7ページにちょっと誤りがございますので、訂正をお願いしておきたいと思います。この7ページの手話通訳士の説明のところ、概要の欄ですね。1つ目の丸は、これで正しいので大丈夫なんですが、2つ目の丸、「上記認定試験に合格し、都道府県等に登録された者であって、手話通訳業務に従事する者」、この2つ目の縛りはございませんので、手話通訳士という者にはいろんなスタイルで活躍をしている方々がおられます。必ずしも地域の登録派遣事業に登録しなければならないということもございませんので、訂正をお願いしたいと思います。

それから、先ほど事務局の説明の中で、手話通訳士資格を国家資格というふうに紹介してくださいました。大変うれしいんですが、まだ国家資格になっておりませんで、国家試験に準ずる資格、公的資格というふうになってございます。

それから、この7ページを開いていただいたついでに、概要の中の米印ですね。公職選挙法において、政見放送、手話通訳を担当することができるとなっております。これ、なぜ隣の手話通訳者、都道府県レベルの登録通訳者でなく、手話通訳士が政見放送を担うことになったのか、ことについて、若干説明をしておきたいと思います。

これは平成7年の7月だったか8月だったかに、参議院議員選挙から手話通訳が政見放送に導入され

ることとなった、その後、自治省、当時の自治省と私たち通訳士協会、当時の通訳士協会が交渉しまして、ぜひ手話通訳士に限定してやらせてくれとお願いをした経緯がございます。

その根拠というのは、手話通訳の技法が一方向だからなんですね。政見放送を収録するスタジオにおいては聴覚障害者がおりません。カメラに向かって手話通訳を行うというスタイルになります。そうしますと、自分の行った手話通訳、手話翻訳がどのように聴覚障害者に見られているのかといったところの深い知識、技能が必要になってくるわけですね。

ただ、一般的な手話通訳場面は、絶えず目の前に聴覚障害者がいますので、わからないなという顔をしている表情が読み取れますので、自分の手話通訳が多少わかりにくかったんだろうということで微調整が可能だ。それで、一般的な通訳は、都道府県の手話通訳者をお願いをして、政見放送はぜひ手話通訳士にしようということが、団体も含めて、確認をされたという経緯がございます。

今回のこの電話リレーですけれども、実は現状では手話通訳士以外、手話通訳者も含めて、そうですね、東京でいえば、区市のレベルの登録通訳者も事業所に登録をして仕事を行っている実情がございます。

私たちは、手話通訳士に限るのは政見放送、この電話リレーについては、絶えず画面上に相手がいるので、相手の表情を確認しながら通訳を行うことができます。そういう観点で考えますと、この電話リレーサービスは、手話通訳士に限定する必要はないと私は思っております。ぜひ、広く手話通訳者の方々の協力を得て、すばらしい資質を持った仲間たちを養成する必要があるだろうと思っています。

それから、最後に1点ですが、3年前の熊本地震のときに、私どもの手話通訳試験を熊本でも行っていますので、大変危惧をしまして、1週間ほど、私、手話通訳の支援に入りました。そのときに、かなりの高齢の聾啞者、耳の聞こえない人たちですよ。70代、80代の方たちを集めて、日本財団の後押しで、タブレットの使用についての勉強会を行っているんですね。

タブレットを使用して何をするかというと、熊本の情報提供施設にいる通訳センターにつなげて、電話リレーを行うと。ですから、半日かけての勉強会の最後の実習のときには、もうその場で福岡の兄弟に電話をしてみたいとか、あるいは、親類に電話をしてみたいということで、オペレーターを通じて、タブレットを自由に使って電話リレーサービスを利用している様子を見て、大変感激をしたんですね。

私は、この電話リレーサービスは、ただ機械、タブレットですとか、それから、システムを構築するだけではなく、聞こえない人たち、年配の人たちも含めて、聞こえない人たちに対する勉強会、研修といったものもセットでつくるべきではないかと思っています。

そして、将来的には、今は7カ所ぐらいの情報提供施設が行っている事業が、全ての情報提供施設で行えるようになったり、あるいは、全国の1カ所、東京でも大阪でも、手話通訳、あるいは、文字通訳のセンターがあって、そこは24時間対応ができる。交通事故が夜中に発生しても、そこにアクセスすれば、自分たちの不利益なく、事件解決に向かうことができるという体制をつくるためには、24時間

の体制が必要だと考えております。

それから、もう一点、その全国の情提施設でも通訳行為を行うことにすれば、これはちょっと冗談半分なのですが、私も若いころに、東北にお住まいだった聞こえない人が今、東京で働いておられて、東京から郷里に電話をしたいということで、音声電話の通訳をしたことが何件もあるんですが、そうすると、東北の方たち、私は岩手出身なんですけれども、年配の方たちのお話がわからないんですね。聞いていて、理解ができないわけですね。

向こうも気がついて、若い嫁さんに電話をかわってくださって、何とか対応できたんですが、もう全国の情提施設に通訳ブースを置けば、聞こえない人たちは、自分は例えば青森なら青森に電話したいときに、青森へのボタンを押すと、青森の情提のブースにつながって、青森の言葉についてよくわかっている青森の通訳者が通訳をしてくださるというような姿が、今、夢見ているところでもあります。

ともあれ、私たち、情報文化センターとしましては、手話通訳士を一人でも多く生んでいきたいというふうに今、努力をしておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

【佐伯市場評価企画官】 事務局の総務省事業政策課の佐伯です。御指摘のあった資料1-2の7ページについては修正の上、ホームページに掲載させていただきます。

【酒井主査】 それでは、今井構成員、よろしく願いいたします。

【今井構成員】 情報通信ネットワーク産業協会の今井と申します。

一言で申し上げますと、この団体は、メーカーを中心のメンバーとする団体でございます。団体自体の目的は、情報通信利用の拡大によって、製品、システム等を通じて、業界の健全な発展、さらには、それを通じて豊かな国民生活に貢献するというのをうたっておる団体でございます。

団体自体はこの分野の専門ではございませんけれども、メーカーですので、利用者の声というのは非常に大事にするというふうな会社の集まりでございます。その意味で、技術、あるいは、製品、システムを通じて貢献できればというふうに考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、川森構成員、よろしく願いいたします。

【川森構成員】 どうも、川森でございます。慶應義塾大学に所属しております。

私の電話リレーサービスとのかかわり合いは、国連の組織の国際電気通信連合というのがありまして、そこで電話リレーサービスの標準化をやっているグループの座長をやっております。そういう立場ですので、世界中の電話リレーサービスに関係するような技術や何かについていろいろ調べたり、議論をしております。

そういう点で、先ほど加納先生のほうから、日本は後進国だというご指摘があったんですけれども、

確かに後から入ってきているという意味では後進なんですけれども、今回、モデルプロジェクトで日本財団さんがやられている仕組みは、実はウェブの技術を使って電話をするという、どちらかというとな先進的なやり方なんです。

そういうことから、標準化、先ほどのページでいうと一番最後のページのように、これからどうやって周知するかという話、認知度というふうなことがありましたけれども、その中で、例えばこういう標準をつくって、日本発の標準を世界に広めると。アメリカみたいに大きい国は随分前から電話リレーサービスをやってますので、そういう意味ではもう、言っちゃ悪いんですけど、ある面で古くなってしまっているところもあると。かえって後進ですので、日本モデルというか、そういう標準をつくって、まだ電話リレーサービスを始めていない国の模範とか、あるいは、そういうところに広めていくということができれば、非常によろしいんじゃないかなと。

後から来たけれども、ちゃんとした、もっといいものがあるよということで、そういうまさに今、ウェブと電話が融合するような形で、電話リレーサービスを提供できるというようなことが標準的な形でできるんじゃないかな、そういう期待をしています。

それと、もう一つは、今日の資料の中の12ページと13ページのところに、「みえる電話」と「こえとら」の例が出ていますけれども、今、アメリカのFCCも実は音声認識を使ったサービスを少し考えているんですけれども、そこで重要なのは、例えば、今日、日本でも2つ、こういうシステムが出てきたときに、どっちがいいのか、あるいは、どれだけいいのか、どれだけ十分なのかという、そういう指標なり基準なりが必要だと思っています。

FCCも、今、だから、それを一生懸命探しているところでもあるんですが、やはりこれから海外、ほかのまだ電話リレーサービスをやってないところも1回は通る道だと思うんですね。こういう電話リレーサービスを、じゃあ、音声認識を使ってやってみたらどうなんだろうと。でも、そのときに、ちゃんとした判断基準がないんですね、今。

ですので、例えば、これから日本発でそういう先ほど言った標準的なものを出す、もちろん最初は今、人間のオペレーターがやるのが一番いいわけなんですけれども、将来のことを考えて、音声認識エンジンがどんどんよくなっていくときに、何を目標にしたらいのかというのをやはり基準として日本が出せれば、それはまたそれで、世界中の研究者の研究の目標にもなりますし、それから、日本のやはり先端的なところを示すことができると。また、それを標準化できると、それが世界中で使われるようになるということで、後進ではあるんですけれども、せつかく後からやるんですから、やはりそういう立派な、ほかのところのモデルになるような電話リレーサービスの仕組みをぜひつくりたいなと思っています。そういう議論をさせていただきたいと思います。

それと、もう一つは、せつかくオリンピックがありますので、できれば、オリンピックまでに、この日本財団さんのモデルプロジェクトを、先ほど加納先生がステップ0というようなことをおっしゃいま

したけれども、そういうレベルでもよろしいと思うんですが、やはり海外から来ている人たちにそういうところを見せるという、いわゆるプルーフ・オブ・コンセプト的なものでもいいと思うんですが、そういう形で、実際に制度化の端緒になれば、すばらしいんじゃないかというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、西角構成員、よろしく願いいたします。

【西角構成員】 三菱総研の西角でございます。よろしく願いします。

私は、通信とか郵便のユニバーサルサービス分野で長年調査研究に携わってまいりまして、その関係で、諸外国の法制度とか、あるいは、費用負担のあり方等について、お役に立てる部分があれば、情報提供しながら、議論に参加したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日、WGの議論の視点について、3点ほど申し上げたいと思っております。

1つ目は、この電話リレーというものはあくまで手段でございまして、検討の目標は、聴覚障害者の社会参加の推進ということでございまして、そのために、さまざまな政策の選択肢、あるいは、技術の選択肢というものがございまして、これを優先順位をつけながら、効果的なもの、効率的なものを採用していくという視点が大事なかなというふうに思っております。

その意味で、事務局資料の17ページですか、基本的な考え方ということで、4つの視点を上げていただいていると思っておりますが、こういった起点を基軸にししながら、この選択肢を判断していくということについて、賛成という意味を表明したいと思っております。

それから、2点目ですけれども、制度の安定的な確保ということを考えてときに、公共インフラとしての整備が必要であるという一方で、効率性という観点からは、やはり民間の力、市場の力というものをなるべく生かすということも大事なかなというふうに思います。

特に、こういったIP系の通信技術の世界、変化が早い世界でございまして、法制度による規制に加えて、業界、それから、事業者の自主的な取り組み等を組み合わせる形で、いわゆる共同規制のようなアプローチというものも有効ではないかなというふうに考える次第です。

それから、最後に、制度に対する国民の理解ということなんですけれども、やはり国民がこの制度を理解するという意味では、具体的なその利用シーンですね。どのような場面で誰がこれを使うことによって役に立つのか。それが日々の生活なのか、あるいは、仕事で使うのか、あるいは、緊急通報のようなケースなのか。そういったことをわかりやすく示すということも非常に重要ではないかなと思っておりますので、そういった整理も、このWGに期待したいなというふうに思っている次第です。

以上でございます。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、黒田様、よろしく願いします。

【日本電信電話黒田様】 いつもお世話になっております。NTTの黒田でございます。本日は、この場に呼んでいただきまして、ありがとうございます。

NTTでは、先ほどの資料の12ページにもありましたけれども、「みえる電話」というサービスを聴覚障害者向けのコミュニケーション支援ツールとして提供させていただいています。まだトライアル中のモニタリングサービスということでやっているわけですが、これについては、モニターの方々から、「この機能があったことで聴覚障害者の生活やコミュニケーションは大きく変わってきた」とか、「これまで電話を使うことができず、外の方と話をするという習慣はなかったけれども、この「みえる電話」ができたことで、自分でできる行動の範囲が広がって自信になっている」とか、いろいろ前向きな評価もいただいているところです。

「みえる電話」は、どちらかというと若い世代の方に使っていただいているようで、モニターの方々も若い世代の方が多いようです。電話リレーサービスと「みえる電話」との関係について言えば、どちらが良いとか悪いとかいう二択で考えるべきではなく、お互いに良いところがある、お互いに支え合うというのでしょうか、お互いが補完関係にあるというふうに考えております。我々も、「みえる電話」について、先ほど何方かも仰っていましたが、音声技術等をこれから磨いて、良いものを提供していきたい、世の中の聴覚障害者の方々のために、お役に立つものを出していきたいと考え、今、取り組んでいるところでございます。

電話リレーサービスについて、これを持続的に提供していくということをやっていく上では、それに要するコストの負担の在り方について十分丁寧に議論していく必要があると思っております。

先ほどお話が出ていたような、電気通信事業者全体、ひいては国民全体で支えていくというやり方も確かにあるとは思いますが、それ以外にも、国や自治体の社会福祉政策として費用負担していくやり方も含め、色々な方法があると思います。そうした様々な可能性も含めて、色々な方法の中から、国民的なコンセンサスが得られる方法を見出すべく、丁寧に議論していただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、岸田様、よろしく願いいたします。

【KDDI岸田様】 KDDIの岸田でございます。本日は、この場に呼んでいただきまして、ありがとうございます。

社会参加の機会を確保すること、そういった共生社会の実現をするということに向けましては、聴覚障害者の方の不自由を少しでもなくしていくためには、こういった形で新しい技術が出てくる中で対応していくのが最もよいのか。これまで、電話リレーサービスというものが今あるわけですが、こちらについては、私、個人的にはこの場も通じて勉強させていただきつつも、我々、通信事業者でございますので、そういった我々ならではの知見というものもあると思いますので、皆様のご意見を伺いな

がら、この場で貢献できるよう、努めていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、齊藤様、よろしくお願いいたします。

【ソフトバンク齊藤様】 私はソフトバンクの齊藤と申します。

私が所属している部門はCSRという部門で、社会貢献の施策などを考えるような部門にあります。さまざまな分野での社会貢献の施策というのを検討しているんですけども、その中でも、障害者支援というところで行くと、ちょっと御存じの方もいらっしゃるかもしれないですけども、「魔法のプロジェクト」という、特別支援学校の先生方と一緒に、ハンデを抱えているお子さんの障害に合わせて、どういった形でITが使えるかということの研究するような事例をつくっていく、そんなような取り組みをやっていたりしています。

そのあたりでITを使ってみたいなところではあるんですが、ちょっと今日は厚労省さんもいらっしゃるんで、一つ、全然、ITを使っているということではなくて、働き方、障害者雇用という観点でちょっとやっている取り組みもご紹介します。

今、雇用率制度って、週に20時間以上の労働ができる方というのが対象になった算定方法になっているかと思うんですが、弊社は3年前から、実は20時間未満、20時間働くことのできない方、実は発達障害の方であるとか精神障害のある方であるとかが多いんですけども、そういった方を対象にしたショートタイムワーク制度というのをやっています。このショートタイムワーク制度というのは、短い時間、週に20時間働けない方でも、会社の中で働けるという環境をつくっていくというような取り組みです。

その中で、仕事をやっていただく、もちろんやっていただくので、その方と、この取り組みを進めるに当たってはやっぱり対話をしていくことというのはすごい重要だなと思っています。その方が持っている障害が何なのか、その方の困りって何なのか、それに対して何を求めているのか、周りが何の配慮をしなきゃいけないのか、そういったことですね。それを皆さんから、雇用、働いていただく方からまずヒアリングさせていただくというようなことで、そのステップというのが非常に重要だなというのが感じているところでございます。

まず、このショートタイムワーク制度というものは、弊社がやっている取り組みのやり方とか、そういったノウハウというのを実はホームページに公開とかして、いろんな企業様であったりとか、自治体様であったりとか、省庁様もそうかもしれませんけれども、そういったところでご活用いただけるような形で、ノウハウというのを広めさせていただいていますので、ぜひごらんいただければと思います。

ちょっと全く関係ない話をして、飛んでしまったかと思うかもしれないですけども、何が言いたいかというと、先ほど西角様のコメントにもありましたように、まず、利用者の方が何を求めているのか、

こういった使い方というのが重要なのか、その部分というのをまず掘り進めたほうがいいのかなどというのがこの検討に当たって考えるところでございます。

そういった意味でいくと、今の事業者様もいらっしゃいますし、日本財団様もいらっしゃいますし、どういう問い合わせがあつて、それが何件ぐらいあつて、どれぐらいの時間、それがこういったシーンで使われているのか、そういったことというのをまずデータとかが見られたりすると、非常に議論が深まるんじゃないかなというふうに思っています。

以上になります。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、三浦様、よろしく願いいたします。

【プラスヴォイス三浦様】 皆さん、こんにちは。株式会社プラスヴォイスの三浦と申します。このようにお話しできる機会を頂戴して、大変感謝しております。ありがとうございます。

弊社、起業しましたのが1998年になります。1997年に、初めて携帯電話でメールができるようになりました。これをきっかけに、障害者の方は、今までファクスでしか通信できなかったものが、外出時にも連絡ができるようになりました。

ただ、そのときに、メールの機能の中に、センター経由のメールと直送で送れるメールというのがございました。直送で送れるメールというのは、相手が受信したことに気づけるメールだったんですね。これが障害者の方々の中で、今、伝えたいことがすぐ伝わる、健聴者の我々が使っている日常の電話ですね、これができる技術がスタートしたときでした。

それをきっかけに起業しまして、現在のNICTさんの前身である通信・放送機構、TAOの助成金をいただきました。これが2002年です。このときのタイトルが、「TV電話を活用した手話通訳と、電話リレーサービスの研究開発とその事業化」に向けて取り組みをスタートさせていただきました。NICTさんの助成金をいただきながらの事業だったんですが、やはり半額助成ということもあつて、有料化でサービスを提供させていただいておりました。

その後、日本財団さんのプロジェクトの中に含めさせていただいて、デバイスの普及であるとか、いろいろ環境が変わってきて、当時は10年早いと言われていたのが、かれこれもう20年たってしまいました。

その中で、取り組んでいく中で、いつも考えさせられたのは緊急通報です。やはり命にかかわる場面、これはメールでもセンター経由でもファクスでもありません。すぐに連絡ができる環境が必要だということで、急がれるものだと思っております。

この長年の取り組みの中で常に感じてきていることは、システムであつたり、通訳者の人材であつたり、いろんな課題はあつたんですけれども、できることから進めていくということが非常に重要なことだと思っております。今は特に利用者も増えてきて、だんだんニーズが広がってきています。いちはや

く、できればもうすぐにでも、緊急通報についてはできる環境を整えていただきたいなというふうに願っております。

また、そのサービスを広げていくに当たって一番重要なのが、やはり手話通訳を行う人材だと思います。手話か文字かという議論がありますが、やはり手話を用いる聴覚障害者にとって、スムーズに的確に情報を伝えることができるのは手話だと考えています。ただ、その手話を正しくよりわかりやすく通訳していくというためには経験が必要になってきます。先ほど石原さんがおっしゃっていたとおり、地域差もあります。テレビ電話を通じての通訳というのも、その場にいる通訳とは若干異なります。そういった経験をするということ、その場をたくさんつくっていくということが重要だと思っています。

我々、手話の通訳のコールセンターをやらせていただいております。宮城県仙台市が本社で、現在、仙台市と、先週、これまで渋谷にあったコールセンターを新宿のほうに拡張しまして、より通訳者が働きやすい環境という部分で整えております。こういった中で、手話通訳を目指す方々が増えてくるのが今後のこのサービスの成長していく上で重要な課題だと思っております。

長年夢見ていたこのサービスですので、全身全霊で努力してまいりたいと思いますので、皆様のお役に立てればと思っております。よろしく願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、大木様、よろしく申し上げます。

【シュアール大木様】 すみません、ちょっとマイクの調子が悪いようで。すみません、ご紹介願いましたシュアールの大木と申します。よろしく申し上げます。

私が立ち上げ、今のシュアールという会社を立ち上げたのは2008年のときなんですけれども、私は当時、大学2年生でした。当時、聞こえない方が、まさに今、話題にもなっております110番、119番、こういったものが使えないということを、私が手話を始めた1年目のときに、私の手話の先生から聞きました。

そのときに、ちょうど日本では、この委員会の上にもありますけれども、村井先生がインターネットを日本に持ってきて、それが普及している、まさにその最中だったというタイミングでした。何とかこのITと手話というものをかけ合わせて、社会インフラとしてこの問題を解決したいと思って立ち上げたのが今のシュアールです。

シュアールという社名は、手話をもっとレギュラーにということの手話のシュとレギュラーのアールから来て、シュアールという名前にしておりますとおり、創業期から一貫して手話のサービスのみを提供しているというのが我々の特徴です。

私自身も2013年に手話通訳士の免許を取りました。資格ですね、を取らせていただきました。まだまた新米、5年目の通訳士なんですけれども、みずから取ってみて改めて感じるのは、まだまだ手話通訳士という資格が十分に社会的に認知されていない、そして、社会的地位が確立されていないという

ところでは。

手話の業界では一定以上の認知がされておりますし、認められている部分もあるんですけども、まだまだ、いわゆる看護師さんですとか介護士さんですとか保育士さんのような一般の方が目指す職にはなっていないわけですね。

我々も、民間の手話通訳を提供する事業者として活動していく中で、この手話の資格、これから手話通訳士もいろいろと資格制度が変わっていくという話も伺っておりますけれども、いろいろと手話に関する、資格に限らず、社会的な立場が改善されていくということが、これから手話の業界が拡大していく上で大変重要になってくると考えております。

そのためにも、この電話リレーサービスというものが彼らの職の担い場所になるというふうにも考えております。その通訳者が育たないと、一番苦勞されてしまうのは将来の聾の方たちになってきてしまいます。ですので、そこを見据えて、今の段階から進めていくと。今、アメリカのほうでも大変通訳の方が足りてないというふうに伺っておりますので、そういった形が日本でも起こり得るといえるか、ほぼ確実に起こるんじゃないかと思っておりますので、そういったところの中で、特に養成の部分ですとか、待遇ですね。そういったところも含めて、この中で議論されていけばなと思っております。

オブザーバーという立場ですけども、ぜひとも何かできることがあれば貢献したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、小竹様、よろしくお願いいたします。

【全国聴覚障害者情報提供施設協議会小竹様】 全国聴覚障害者情報提供施設協議会の理事をいたします小竹と申します。

先ほどの説明の中にありましたように、電話リレーサービスの事業を担っております。厚労省から委託を受けてやっています。私の場合は、滋賀県の聴覚障害者センターです。

電話リレーサービスをやっていて思いますのは、当初は、文字と手話、考えた場合に、文字のほうが多かったような印象があります。ですけど、最近になりまして利用者も増えまして、手話のほうが若干多くなってきています。その理由はちょっとまだわからないんですが、やはり利用する方々からすると、聴覚障害者のそのセンターが担っているというところで、安心、自分の手話がある程度通じるというか、安心してかけられるのかなとちょっと考えております。

石原さんがおっしゃったように、いろいろ選べる、地域が選べたりとか、あと、センター的なところがあつて、24時間、365日できるようなところがあつたらいいとは思うんですけども、やはり我々は社会福祉施設ですので、今の段階で考えますと、公共インフラとして考えるのであれば、やはり限界があります。社会福祉施設が公共インフラを担うというところではなくて、公共インフラができた上で、我々も何らかの形で協力をしていくという形を考えていただきたいなと思っております。

この17ページにもありますように、基本的な考え方で言いますと、健聴者の電話の利用環境と同等の利用環境、これをどう考えるかとした場合に、何ていうんですかね、我々の今ある聴者、健聴者の電話のインフラと別に聴覚障害者のインフラをつくるのではなくて、健聴者のそのインフラが、健聴者が今使っているインフラが誰でも使えるように、つまり、聴覚障害者が同じように使えるようにということを考えていただきたいなと思っています。

聴覚障害者のために別につくるのではなくて、聴覚障害者が利用しやすいように、今のインフラをどう変えていくのか。つまり、健聴者からも聴覚障害者に、今、特別な手段を必要とせずに電話がかけられる。そういうような仕組みを考えていただければいいかなと思っています。

その中で、我々のセンターの役割であったりとか、通訳者の役割というところで協力させていただきたいなと思っていますので、ぜひとも検討のほうをよろしくお願いします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

まず、皆さんにご意見というかコメントいただいたわけですが、少し時間がありますので、何かご質問等ございましたら、そうゆっくり時間はとれないと思えますけれども、よろしくお願いいたします。ご発言する際には、最初に所属とお名前を言った上で、ご発言、お願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

【小椋構成員】 全日本ろうあ連盟の小椋です。

この資料の17ページに、基本的な考え方の4項目があります。私たちろう者の立場からは、24時間、365日というような完璧な制度を目指したいと考えております。基本的な考え方の2番目にコストミニマムまた、3番目には、実施可能性というのがあります。その書き方に少し引っかけますが、完璧なものを目指すのではなくて、状況に合わせて下げるといふイメージがあります。

その2つの考え方と到達点について説明をお願いします。

【酒井主査】 ここはちょっと難しい書き方だと思いますけど、じゃあ、事務局の、いいですか、事務局のほうで、どういう趣旨かということも含めて、説明をお願いいたします。

【佐伯市場評価企画官】 事務局でございます。

先ほどご説明さしあげたところでございますが、やはり今、構成員の皆様方からお伺いいたしましても、やはり速やかにサービスを、ステップ0というようなご発言も例えば加納先生からお伺いいたしましたが、速やかにそういうような制度をと、導入するというようなお話もあったところでございます。

そうした中で、やはり最初から完璧なものを求めると、そこはやはりどうしても時間がかかってしまおうかということもございますので、あくまで、我々といたしましては、これをファーストステップというところで、こちらの4番目に段階的に導入というところがございますが、まず、最初に速やかにというようなところを優先すれば、このような考え方があるのではないかとこの観点で書かせていただいた次第でございます。

【酒井主査】 よろしいでしょうか。

【小椋構成員】 わかりました。

【酒井主査】 それでは、加納先生、お願いします。

【加納主査代理】 18ページに、右側の3つ目の黒丸、「公共インフラとしての電話リレーサービスの利用用途や内容に、一定の制限を設けるべきではないか」というところの例として、最初の「法人利用（仕事での利用）の制限」というのがあって、ちょっと私、これに引っかかっているんですが。

聴覚障害者の安全安心の向上だけに限れば、こういうことを法人利用の制限というのでしていいんですけども、聴覚障害者が社会参加する、自立する、そういうことを考えると、聴覚障害者が実際に自分でビジネスする、あるいは、今、法人のほうでは障害者を雇用することが義務づけられていますから、そういうところに障害者が雇用されて、その法人の仕事として聴覚障害者が仕事するという、いろいろ考えられるんですよ。

ですから、基本的には、17ページにあるように、健聴者の電話の利用環境と同等の利用環境ということで、なるべく当初から、法人利用の制限というのは……、ちょっとわからないわけでもないわけです。法人がコマースをじゃんじゃん流すとか、そういうことはやっぱり制限していいと思うんですけど、聴覚障害者が自立する、あるいは、社会生活に参加するための制限を当初から設けないほうがいい、第0ステップから設けないほうがいいんじゃないかと思っています。

これは逆に、健聴者から、どこか、すぐ1つ上にもありましたけど、健聴者から聴覚障害者への通話というのも、これは第0あるいは1ではやらなくてもいいのかなと思いますけど、いずれ必要になる。それから、さっき小椋構成員からおっしゃられた24時間、365日も、第何ステップかでの実現目標としてやっぱり明記すべきだというふうに思いますね。

やり方は、どなたかがおっしゃっていたように、深夜は全国を1センターで集約するとか、そういうこともいろいろ知恵を絞ればあるはずですから、基本的には全てやるということにして、あとは時間軸上にどの時点で実現するかということを決めていくというふうにするべきじゃないかというふうに私は考えます。

以上です。

【酒井主査】 今、特にこの場で議論はよろしいですね。

【加納主査代理】 はい、この場では意見を申し上げさせていただいた、ということで結構です。

【酒井主査】 ご意見ということで。

どうぞ。

【石井（靖）構成員】 日本財団の石井です。

今、小椋構成員と加納構成員からお話になったところも関係する話なんですけど、まず、18ページの資料の最初の黒丸の4つ目の緊急通報、健聴者から聴覚障害者への通話、それから、法人利用、仕事で

の利用は不可とありますけれども、正確に申し上げますと、法人での登録はお断りしてありますけれども、仕事でご利用いただくのはむしろ奨励させていただいているぐらいでございます。

今まで電話が使えなかったので何日もかかっていたことが、15分でできるようになって、非常に仕事の効率が上がったという声も伺っておりますので、1億総活躍ということを考えますと、ぜひ仕事で使えるようにすることが望ましいというふうに考えております。

それから、次のポイントなんですけれども、17ページの基本的な考え方の②のコストミニマムなんですけれども、この言葉の意味するところが費用の極小化ということであれば、例えば手話通訳者の謝金とかは、マーケットメカニズムだけで適正な水準に落ち着くとはちょっと私には思えないので、そこはやはり一定の適正な費用というものを目指していくべきではないのかなというふうに考えておりますので、コストミニマムというよりは、費用の適正化を目指すというほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、あと、電話の利用する目的なんですけれども、実際にサーベイとかをやってみて、おもしろいなという気はするんですけれども、例えば、じゃあ、耳の聞こえる私たちが電話をするのに、あなたは何のために電話を使うんですかということをお問われた上で別に電話を使っているわけではなく、聴覚障害の方も、同じように、さまざまな理由で電話を使うということが望ましいのではないかなと思います。

例えば、鉄道会社は鉄道のバリアフリー化を進めておりますけれども、車椅子の人がエレベーターを使ってプラットフォームに行って電車に乗るのに、何のために出かけるんですかということをお問われることはなく、自由に出かけることができているというのが現実ですから、公共性の高いインフラである電話も、同じように使えるということがあるべき姿なのではないかなと考えます。

以上です。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

どうぞ。

【石原構成員】 聴覚障害者情報文化センターの石原です。

関連しての発言なんですけど、この電話リレーサービスが試験的にもう始まる以前は、耳の聞こえない人たちの中で、どうしても仕事上で、聞こえる会社の聞こえる社員に電話をしなければならないというときに利用されていたのはADAのサービスなんです。アメリカに一遍電話をかけて、ASLでもって自分の用件をアメリカのオペレーターに伝えて、アメリカのオペレーターが日本語で日本に返してくれる。そういうサービスを利用していたという聞こえない方が何人もいらっしゃるんです。ですから、仕事上の利用は不可というのは絶対あってはならないと思っております。

それから、もう一つ気になっているのが、本人確認を求められるようなカード会社への連携の場合に、今までも、私たち、手話通訳事務所で、通訳です、かわりに電話していますと言うと、もう途端に拒否

されてしまうんですね。本人確認ができないと。私も自身、経験しているんですが、向こうの会社の方から言われたのが、耳が聞こえない人間であっても、声は出るだろうと。電話口に出せと言うんですね。その聞こえない人にどうしますかと聞いたら、構わないから俺が電話に出ると言って、自分の聾者特有の声で話したら、向こうの会社の人も恐れ入って、わかりましたと言って確認できたんですね。何というか、非常にその辺がもうやるせないという気持ちになったものなんですけれども。

この我々が目指している電話リレーサービスが、やはり公的な性格をもっときちんと担保しないと、そういった保険会社、あるいは、カード会社に対して、本人確認の手続上の電話は受け付けないというようなことになってしまうと困りますので、その辺もきちんとつくっていかなければならない課題ではないかと思っています。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

どうぞ。

【井上構成員】 筑波技術大学の井上と申します。

まず、この検討会の目的は何なのかということなんですけれども、基本的には、聞こえる人が使っている電話と同じ機能のものを電話リレーサービスとして活用するということですよ。それが目的ということに置くべきだと思います。

その場合、平等といってもいろんな意味があります。24時間、毎日使える。相手を選ばないで誰でも自由に電話をかけることができる。また、そのお金の負担も、聞こえる人が電話をかけると同じようにする。いろいろあると思います。そういった上で、そういうことを目標をはっきりと決めた上で、できるところから進めていくという考え方が必要だと思います。

目標を考えるときには、多分、これは川森先生のほうが詳しくご存じではないかと思いますが、国際電気通信連合というところで、電話リレーサービスについての国際的なルール、標準化というものを出していると思います。その中に、聞こえる人が使っている電話の機能同化であるということがはっきりとそこに打ち出されています。それを参考にして、電話リレーサービスに必要な条件を整理して進めていく必要があるというふうに考えます。

そのときになんなんですけれども、私がちょっと引っかかっているところがありまして、18ページです、資料の。高齢者などの聴覚障害者以外の高齢によって耳が遠くなった人、あるいは、いろいろと使い方とか内容の制限ということを決めるべきではないかなどということがありますが、基本的に、電話というものは通信サービスであり、全ての人が見えるべきという考え方が必要だと思います。

その場合、電話リレーサービスの利用をする場合、あんまりいろいろな制約をつけるというのはほんとうは好ましくないのではないかと考えます。基本的には、自由に使えるようにするというのをまず考えるべきかと思っています。これからいろいろ議論を進めていくことになるかとも思います。

以上です。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

いろいろご意見いただいて、ただ、そろそろ時間なんですけど、どうしても一つ、どうぞ、今の関連。

【川森構成員】 慶應義塾大学の川森です。

今のとちょっと関連するんですけど、18ページのところで、ちょっと質問ですね、事務局にちょっと質問なんですけど、18ページの最初のところに、「対象とする通訳方式について、『手話通訳』と『文字通訳』をどのように考えるべきか」というのがありまして、その17ページ、その前のページで、基本的な考え方の中の四角の2番目ですね、に「公共インフラとしての電話リレーサービスについては、第一段階として、テレビ電話機能に着目し、健聴者の電話の利用環境と同等の利用環境を整備することを目指す」というふうになっていて、ちょっと考えると、テレビ電話だと、手話のほうが普通になるような感じがするんですけど、この2つの項目について、ちょっとご説明していただけますでしょうか。

まず、そもそも手話通訳と文字通訳をどのように考えるかというのは、どちらかをとるかというような意味なんですか。それと、今の井上構成員のお話になった健聴者の電話の利用環境と同等の利用環境という、その同等の意味はどういうふうに考えたらよろしいか、ご説明いただけますでしょうか。

【酒井主査】 じゃあ、よろしくをお願いします。

【佐伯市場評価企画官】 事務局でございます。

対象とする通訳でございますが、この検討事項のところでございますが、まさに書いておりますように、「手話通訳」と「文字通訳」、両方を対象にするということも考えられますし、その片方というようなものも考えるということもあり得ると思います。

そのあたりにつきまして、今後、このワーキンググループでご議論を重ねていただき、コンセンサスをとっていただければというようなところございまして、検討事項として案を提示させていただいた次第でございます。

【川森構成員】 それで、なので、17ページのほうの基本的考えのところで、テレビ電話を第1ステップにしているというのが、何となく最初から手話は前提になっているように感じるんですけども。

【佐伯市場評価企画官】 現状、かなり普及しているということで、テレビ電話機能というものが、最近、スマートフォンですとか、そういうものについているところもございまして、そういうようなところを環境変化というところで着目するというようなところと、あとは、テキストにつきましては、比較的代替手段が多いということもございまして、先ほど構成員の方々の中でも、使える技術をどのように考えていくのかというようなご意見もございましたので、そこは別の代替手段を使ってというような形もあり得るかと思ひまして、それと、別のところにあります段階的に導入というところとあわせて、優先順位ですとか、そういうものも含めて、コンセンサス側をとっていただければというように考えて、書いている次第でございます。

【川森構成員】 それで、すみません、そこの同等のところですね。

【加納主査代理】 早稲田大学の加納でございます。ちょっと時間もないので、問題提起だけですけど、18ページの右側の6つ目の「電話リレーサービスの実施体制について、どのような体制が適切か」ということで、手話・文字通訳者センター、実施事業者がありますが、私はこのほかに、電話リレーサービス運営機構というような、今、日本財団さんがやっているような機能が、今後、事業者が増えたり、あるいは、費用負担の方法がいろいろあるけど、そういうものをまとめるために不可欠だと思いますので、電話リレーサービス運営機構、括弧、クエスチョンマークぐらいにしておいて、ぜひ今後の議題に上げていただきたいと思っております。

以上です。

【酒井主査】 先ほどの17ページのところで、テレビ電話と同等の利用環境にすることを指すことというのが、少なくとも今の段階で文字選択、文字通訳だけということはないだろうということで、とりあえずテレビ電話のほうを第1段階としては必ず用意すると、そういうふうな解釈でよろしいわけですね。

確かにこの18ページと17ページ両方見ると、18ページ、どう考えるべきかということで、例えば今後は文字通訳だけでいいというふうになったら、この手話通訳のテレビ機能は要らなくなってしまうかもしれませんが、そういうことはないだろうということで、こう書いてあるということでもよろしいですね。

【山碓事業政策課長】 事務局から補足でございますが、17ページの資料の下のイメージというところに「テレビ電話（スマートフォン等）」と。現状はその新しいスマートフォンという端末方式にテレビ電話の仕組みが組み込まれておりますので、そういう今ある環境を活用すれば、その下にありましており、ビデオ、映像も、文字、文字データも両方送ることが可能になっておりますので、川森先生のご指摘もありました、どちらかを二者択一で選ぶということを何か18ページの資料で含意しているものでは全然ありません。そのことは明確にしておきたいと思っております。

以上です。

【酒井主査】 よろしいですか。

それでは、いろいろご意見出たと思っておりますが、そろそろ時間ですので、皆様から頂戴したご意見は事務局で取りまとめて、今後の議論に反映していきたいと思っております。

では、続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局】 事務局の総務省の長谷川です。

時間の日程につきましては、構成員の皆様既にご連絡させていただいているとおり、2月21日木曜日13時から開催させていただきます。場所につきましては別途ご連絡をさせていただきます。

また、本日の議事内容につきましては別途ご照会させていただきますので、ご確認をいただきますと

幸いです。

以上でございます。

【酒井主査】 それでは、よろしいでしょうか。

主査の酒井ですが、それでは、これでワーキンググループを終了いたします。長時間にわたってご議論いただき、大変ありがとうございました。